

平成25年度（第2回）  
福岡市総合図書館運営審議会

日時：平成25年7月10日（水）

午前 10時00分～

場所：福岡市総合図書館第2会議室

〔次第〕

1 開会

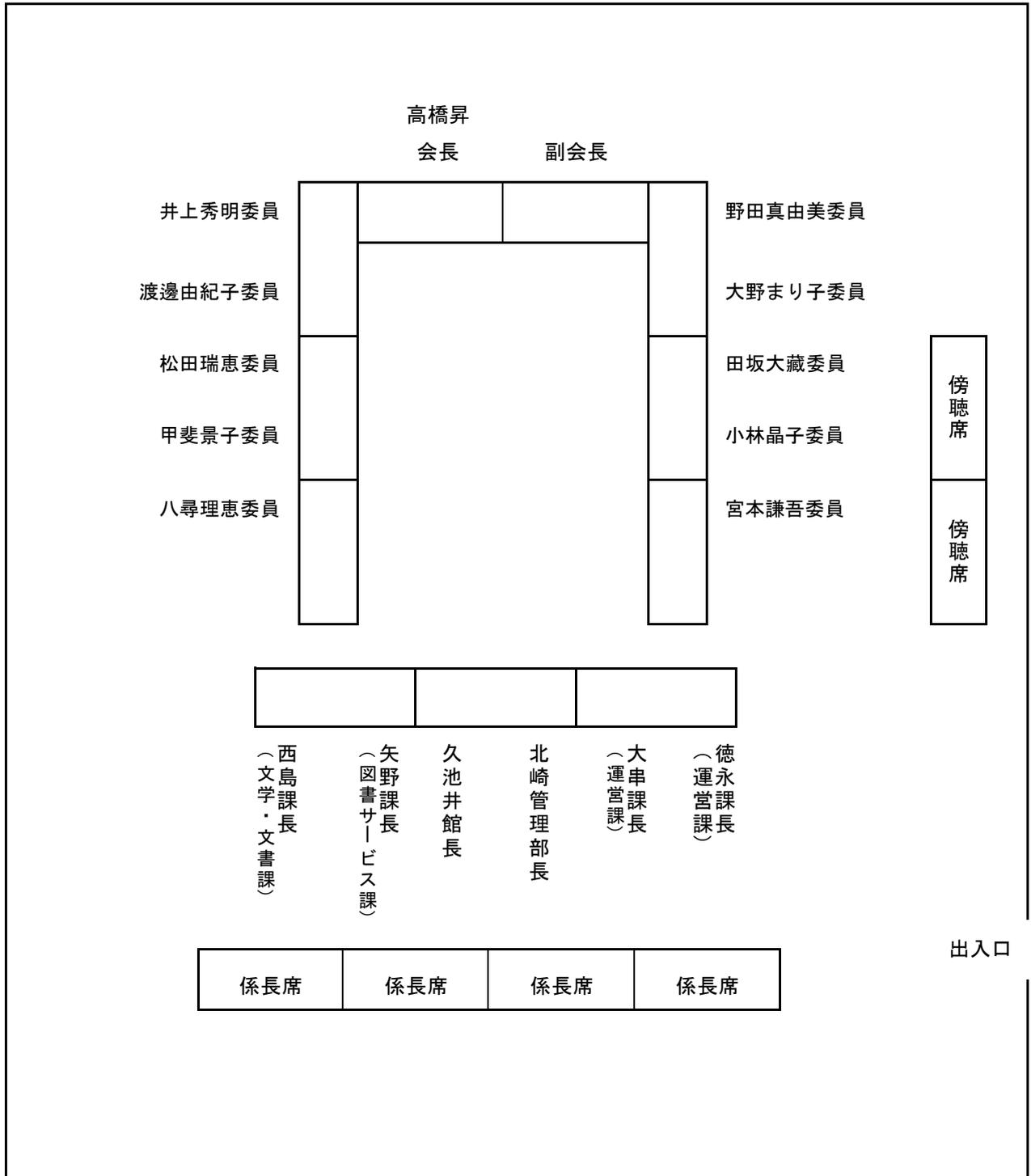
- ・館長挨拶

2 議事

- 議題1 ・新ビジョンについて協議(図書サービスについて)  
～資料収集と蔵書状況(文書資料・映像資料含む)、  
レファレンスサービス、児童・青少年サービス、  
障がい者サービス～について

3 閉会

# 平成25年度 第2回 福岡市総合図書館運営審議会 座席表



## 図書館サービスの方向性について（案）

### 基本理念：

「福岡市の情報拠点」として市民のニーズに応え、より親しまれる図書館

景気の低迷に伴う各自治体の税収の減や社会環境の変化などにより、公共図書館を取り巻く環境が大きく変わってきている。

図書館の利用形態も、従来の来館して本を選んで借りたい本を借りるという方法から、インターネット等を使って本の情報や所蔵状況などを調べたうえで予約し、本の準備ができれば希望する館へ借りに行くというスタイルが主流となってきた。

しかしながら、一方では、来館してじっくり調べ物をしたいという利用者も多く、個々の利用者から求められるものも多様化してきている。

これらの市民ニーズに答え、質の高いサービスを提供していくため、下記の3つの視点から、図書館サービスの充実に努めていく。

### 【視点1】市民の課題解決に応える図書館

※市民一人ひとりが抱える課題の解決に向けて幅広い情報を提供できる図書館を目指す。

### 【視点2】子どもと本をつなぐ図書館

※子どもの読書活動を推進するため、家庭・地域・学校と連携した図書館を目指す。

### 【視点3】総合図書館の特色を生かした図書館

※総合図書館の財産である映像資料や文書資料などの特色を生かし、市民の文化創造活動を支援する図書館を目指す。

## 【視点1】市民の課題解決に応える図書館

※市民一人ひとりが抱える課題の解決に向けて幅広い情報を提供できる図書館を目指す。

### 【各事項の方向性】

#### 1. 幅広い資料・情報の収集・保存

- (1) 市民の多様な読書・情報ニーズに対応するとともに、公共図書館としての役割を發揮できるような資料収集に努める。
- (2) 収集資料の選書を担当する職員の幅広い分野の知識の習得、情報収集能力の向上に努める。
- (3) 紙媒体とインターネットや各種データベース等の電子媒体などを組み合わせて、資料等の効果的な収集と保存を進める。
- (4) 電子図書については、今後の出版状況などを考慮しながら、図書館としての対応を検討していく。
- (5) 分館における図書資料収集については、全体の蔵書構成を考慮しつつ、地域の実情にあった特長ある資料収集に努める。

#### 2. レファレンスサービスの強化・充実

- (1) レファレンス需要に対応していくため、各専門機関のオンラインデータベースやホームページの活用など、レファレンスツールの充実を図る。
- (2) 専門知識習得のための研修など、職員の資質の向上を図る。
- (3) レフェラルサービスについて、各部門・各館相互の情報の共有、他機関との連携・協力関係の強化を図る。
- (4) Eメールやホームページなどを使ったレファレンスサービスの提供について検討していく。

#### 3. ネットワーク機能の充実

- (1) 各分館を中心に、地域において様々な機関や関係者とのネットワーク化を図り、地域資料や情報の収集と提供を目指す。
- (2) 少年科学文化会館、ふくふくプラザ、議会図書館など、福岡市が管理するすべての図書室資料の総合目録化と相互協力化の推進、連携強化を図る。
- (3) 地域の図書館としての特色づくりとサービス向上を図るため、市役所・区役所・保健福祉センターなどの公共施設や公共サービスとの連携を強化する。
- (4) 福岡都市圏の各図書館や企業図書館などとの連携強化を図っていく。

#### 4. 情報化の進展に対応したサービスの向上

- (1) 紙資料による提供だけでなく、インターネット等による電子媒体を組み合わせることで利用できる、図書館のハイブリッド化を目指す。
- (2) 総合図書館パソコンルームの増設、無線LANの導入を進める。
- (3) 図書館ホームページへの体系的なリンク集の整備を図る。
- (4) 分館を中心に、学校・公民館・文庫等との地域のネットワーク強化に努め、地域での読書活動推進を図っていく。

## 5. 多様な学習機会の提供

- (1) 社会の動きや市民の関心の高いテーマに関する展示や文化人や専門家等による講演会など、市民と図書館を結ぶ行事・イベントの充実を図る。
- (2) 図書館におけるボランティア活動が 住民等が学習の成果を活用する場であることに鑑み、読書普及事業の企画・運営など、多様なボランティア活動等の機会や場を提供していく。

### 【視点2】子どもと本をつなぐ図書館

※子どもの読書活動を推進するため、家庭・地域・学校と連携した図書館を目指す。

#### 【各事項の方向性】

##### 1. 「福岡市子ども読書活動推進計画」に基づく子どもの読書活動の推進

- (1) 児童研究コーナー、世界の絵本コーナー図書資料の更なる充実と計画的な資料更新を図っていく。
- (2) おはなし会の対象年齢の拡大など、充実に努める。
- (3) 図書館の各種サービスについての広報に加え、おはなし会や地域文庫活動の周知に努める。
- (4) ヤングアダルト資料の充実と図書館の楽しさ、利用方法などの周知に努めていく。
- (5) 調べもの学習などに対応するため、グループで学習できる場を提供していく。

##### 2. 団体貸出の充実

- (1) 子どもプラザへの団体貸出の検討、公民館などの地域貸出文庫の増設と受入体制の充実を目指す。
- (2) 地域において読書普及活動を活性化させるため、図書ボランティアに関わる支援の充実を目指す。
- (3) 各地区の地域文庫の活動状況のより一層の把握に努め、その活動状況の紹介を積極的に行い、活動を支援していく。

##### 3. 学校図書館への団体貸出

- (1) 学校司書やそこに係わる読書ボランティアとの連携・支援を行っていく。
- (2) 学校図書館と図書館相互の司書交流の場を設け、それぞれの業務上の課題などについての意見交換を行うなど、児童の読書支援を強化する。
- (3) 学校図書館支援センター（仮称）の設置に向け、様々な支援を行う。
- (4) 学校における図書資料の有効活用、必要資料確保のため学校図書館資料のデータベース一元化を働きかけ、総合図書館との共有を目指す。

### 【視点3】総合図書館の特色を生かした図書館

※総合図書館の財産である映像資料や文書資料などの特色を生かし、市民の文化創造活動を支援する図書館を目指す。

#### 【各事項の方向性】

##### 1. 映像資料収集の方向性

- (1) アジアフォーカス・福岡国際映画祭の上映作品や福岡にゆかりのある作品を中心に芸術的、文化的に優れた映画フィルムを収集する。
- (2) 福岡市や九州に関係のある映画・ビデオなどの映像・音声資料等を中心に収集する。

##### 2. 映像ホール「シネラ」の方向性

- (1) アジア映画や日本映画の魅力的な作品の上映を企画し、映画保存の大切さをPRするとともに、映像文化の普及・振興を図る。

##### 3. ビデオライブラリーの方向性

- (1) 収集したビデオ等は、日本映画の貴重な作品が多く、貸出利用も多いため現状の貸出方式は当面継続する。
- (2) 収集した様々なビデオやアジア映画のポスターなどの有効活用を図る。

##### 4. 市民に認知される福岡市文学館の環境整備

福岡市文学館の母体である総合図書館は市の中心部から離れており、館内も展示室が分散するなど、必ずしも市民が利用しやすい環境とは言えず、課題も多い。サテライトである赤煉瓦文化館は、天神にあるため、市民や観光客への情報発信拠点となっており、一定の効果をあげている。

今後、市民へ認知される文学館を目指して情報発信をしていくためには、総合図書館内に分散した展示室等を1カ所に集約し、市民が利用しやすい配置を含め資料保存・提供等を検討していく必要がある。

##### 5. 歴史的公文書・行政資料の積極的な収集・保存・閲覧

福岡市の公文書館機能を有する保存センターとしての役割を果たすため、市民や利用者、また、対外的に公文書館の存在をアピールできる方策を検討する。

##### 6. 福岡の歴史に係わる古文書資料・郷土資料を収集・保存・提供

福岡の歴史に係わりのある古文書資料や郷土資料、地域に根ざした文書資料は、地域の歴史などを調査・研究するための貴重な資料であり、これらの資料を収集・保存するのは公立図書館の責務である。

この貴重な資料の保存・提供の両立を図るため、積極的な資料のデジタル化が必要である。また、普及活動として資料を活用した講座などの開催や広報誌などの刊行を一層図る。



# 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(文部科学省告示第172号)

平成24年12月19日

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成24年12月19日から施行する。

平成24年12月19日

文部科学大臣 田中眞紀子

## 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

### 目次

- 第一 総則
  - 一 趣旨
  - 二 設置の基本
  - 三 運営の基本
  - 四 連携・協力
  - 五 著作権等の権利の保護
  - 六 危機管理
- 第二 公立図書館
  - 一 市町村立図書館
    - 1 管理運営
      - (一) 基本的運営方針及び事業計画
      - (二) 運営の状況に関する点検及び評価等
      - (三) 広報活動及び情報公開
      - (四) 開館日時等
      - (五) 図書館協議会
      - (六) 施設・設備
    - 2 図書館資料
      - (一) 図書館資料の収集等
      - (二) 図書館資料の組織化
    - 3 図書館サービス
      - (一) 貸出サービス等
      - (二) 情報サービス
      - (三) 地域の課題に対応したサービス
      - (四) 利用者に対応したサービス
      - (五) 多様な学習機会の提供
      - (六) ボランティア活動等の促進
    - 4 職員

- (一) 職員の配置等
- (二) 職員の研修
- 二 都道府県立図書館
  - 1 域内の図書館への支援
  - 2 施設・設備
  - 3 調査研究
  - 4 図書館資料
  - 5 職員
  - 6 準用
- 第三 私立図書館
  - 一 管理運営
    - 1 運営の状況に関する点検及び評価等
    - 2 広報活動及び情報公開
    - 3 開館日時
    - 4 施設・設備
  - 二 図書館資料
  - 三 図書館サービス
  - 四 職員

\*

- 第一 総則
  - 一 趣旨
    - ① この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
    - ② 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。
  - 二 設置の基本
    - ① 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
    - ② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民

に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。

- ③ 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

### 三 運営の基本

- ① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の实情に即した運営に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ④ 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- ⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

### 四 連携・協力

- ① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- ② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団

体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

### 五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

### 六 危機管理

- ① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- ② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

## 第二 公立図書館

### 一 市町村立図書館

#### 1 管理運営

##### (一) 基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の实情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

##### (二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書

館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

- ③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

### (三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

### (四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

### (五) 図書館協議会

- ① 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

### (六) 施設・設備

- ① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

## 2 図書館資料

### (一) 図書館資料の収集等

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

とする。

- ② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

### (二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

## 3 図書館サービス

### (一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

### (二) 情報サービス

- ① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

### (三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

### (四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

とする。

- ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書を整備・提供, 児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施, その保護者等を対象とした講座・展示会の実施, 学校等の教育施設等との連携
- イ (高齢者に対するサービス) 大活字本, 録音資料等の整備・提供, 図書館利用の際の介助, 図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ (障害者に対するサービス) 点字資料, 大活字本, 録音資料, 手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供, 手話・筆談等によるコミュニケーションの確保, 図書館利用の際の介助, 図書館資料等の代読サービスの実施
- エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供, 読み聞かせの支援, 講座・展示会の実施, 託児サービスの実施
- オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布, 外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

- ① 市町村立図書館は, 利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため, 講座, 相談会, 資料展示会等を主催し, 又は関係行政機関, 学校, 他の社会教育施設, 民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに, 学習活動のための施設・設備の供用, 資料の提供等を通じ, その活動環境の整備に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は, 利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため, 必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

- ① 市町村立図書館は, 図書館におけるボランティア活動が, 住民等が学習の成果を活用する場であるとともに, 図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ, 読み聞かせ, 代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は, 前項の活動への参加を希望する者に対し, 当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

- ① 市町村教育委員会は, 市町村立図書館の館長として, その職責にかんがみ, 図書館サービスその他の図書館

の運営及び行政に必要な知識・経験とともに, 司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

- ② 市町村教育委員会は, 市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう, その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに, これら職員の職務の重要性にかんがみ, その資質・能力の向上を図る観点から, 第一の四の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流(複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。)に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館には, 前項の司書及び司書補のほか, 必要な数の職員を置くものとする。
- ④ 市町村立図書館は, 専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため, 必要に応じ, 外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- ① 市町村立図書館は, 司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため, 情報化・国際化の進展等に留意しつつ, これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- ② 市町村教育委員会は, 市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため, 各種研修機会の拡充に努めるとともに, 文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

- ① 都道府県立図書館は, 次に掲げる事項について, 当該都道府県内の図書館の求めに応じて, それらの図書館への支援に努めるものとする。

- ア 資料の紹介, 提供に関すること
- イ 情報サービスに関すること
- ウ 図書館資料の保存に関すること
- エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
- オ 図書館の職員の研修に関すること
- カ その他図書館運営に関すること

- ② 都道府県立図書館は, 当該都道府県内の図書館の状況に応じ, それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や, それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は, 当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため, 当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して, 図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は, 第二の二の6により準用する

第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

① 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

① 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

② 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

③ 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を

講ずるよう努めるものとする。

④ 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

① 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

② 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

[NDC9:016.2 BSH:1.図書館(公共) 2.図書館行政]

政令指定都市における開館時間、休館日の特色

都市名	中央館		地区館・分館		休館日
	開館日	開館時間	開館日	開館時間	
札幌市	月～金	09:15～20:00	火～木	09:15～19:00	中央館・地区館・分館 月2回休館 毎月第2・4水曜日
	土・日・祝	09:15～17:00	金～月・祝	09:15～17:00	
特色	地下鉄大浦駅コンコースに「大浦カウンター」を開設。 〔休館日は年末年始のみ(12月29日から1月3日)。 ただし、貸出、返却、予約専用で閲覧用書籍はない。〕 区民センター図書室は毎月第4金曜日が休館日。				
さいたま市	月～金	09:00～21:00	火～金	09:00～20:00 (09:00～18:00)	中央図書館 月2回休館 毎月第1・3月曜日 分館 月4回休館 毎週月曜日が火曜日
	土・日・祝	09:00～18:00	土・日・祝	09:00～18:00 (09:00～17:00)	
特色	23ある分館を 毎週月曜日休館12館、平日の開館時間を20時までとし、 残りの11館を毎週火曜日休館、平日の開館時間を18時としている。				
千葉市	火～金	09:30～21:00	火～日	09:00～17:15	中央館・分館 月5回休館 毎週月曜日 第3木曜日(図書整理日) 公民館図書室 月1回休館 第3木曜日
	土・日・祝	09:30～17:30	公民館図書室(21館) 月～日 09:45～17:00		
特色	公民館図書室は、第3木曜日の図書整理日が唯一の休館日で、千葉市中央図書館・分館の図書の貸出・返却もできる。				
横浜市	火～金	09:30～20:30	火～金	09:30～19:00	中央館・分館 月1回休館 第3月曜日
	土・日・月・祝	09:30～17:00	土・日・月・祝	09:30～17:00	
			※地区館18館のうち1館が指定管理		
川崎市	月～金	09:30～19:00	月～金	10:00～18:00	中央館・分館 月1回休館 第3月曜日
	土・日・祝	09:30～17:00	土・日・祝	10:00～17:00	
新潟市	月～土	10:00～20:00	火～金	10:00～19:00	中央図書館 月2回休館 第1水曜日(図書整理日) 第2金曜日 分館 月5回休館 第1水曜日(図書整理日)と 毎週月曜日・金曜日に振分
	日・祝	10:00～17:00	土・日	10:00～17:00	
特色	18ある分館の休館日を重ならないように、毎週月曜日と金曜日に振分け。				
静岡市	月～金	09:30～19:00	火～金	09:30～19:00 1館のみ 09:30～20:00	中央館と規模の大きい地区館 月2回休館 第2月曜日 第4水曜日(図書整理日) その他の地区館・分館 月5回休館 毎週月曜日 第4水曜日(図書整理日)
	土・日・祝	09:30～17:00	土・日	09:30～17:00	
特色	中央館と規模の大きい地区館3館は月2回休館とし、その他の地区館・分館8館は月5回の休館としている。				
大阪市	月～金	09:15～20:30	火～金	10:00～19:00	中央館 月2回休館 第1木曜日 第3木曜日(図書整理日) 地区館 月5回 毎週月曜日 第3木曜日(図書整理日) ※夏休み中は月曜日開館
	土・日・祝	09:15～17:00	土・日・祝	10:00～17:00	
特色	中央館と地区館とは図書整理日は同じ日であるが、分館の毎週月曜日休館日と中央館の重ならないように振分け。 夏休み期間中は図書整理日以外は全て開館している。				
福岡市	火～土	10:00～19:00	火～日	10:00～18:00	中央館・分館 月5回休館 毎週月曜日 毎月末日(図書整理日)
	日・祝	10:00～18:00			



# 福 岡 市 基 本 計 画

平成																																			
昭和	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
62	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
福 岡 市 基 本 構 想																																			
<p>● 第6次福岡市基本計画(1988～2001年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1次実施計画 (1988～1992年度)</li> <li>・ 第2次実施計画 (1991～1995年度)</li> </ul> <p>● 第7次福岡市基本計画(1996～2010年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1次実施計画 (1996～2000年度)</li> <li>・ 第2次実施計画 (2001～2005年度)</li> </ul> <p>● 福岡市新・基本計画(2002～2015年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策推進プラン(第1次実施計画) (2004～2007年度)</li> <li>・ 政策推進プラン(第2次実施計画) (2008～2011年度)</li> </ul> <p>● 第9次福岡市基本計画 (2013～2022年度)</p>																																			

全 市 計 画

第2編 自律し優しさを共有する市民の都市

第1部 人づくり

第2章 生涯学習

1. 生涯にわたる学習の場の拡充

(1) 多様な学習施設の整備と活用

高度な情報提供機能を持った図書館を新設するとともに、内外の映像作品を収集した映像文化ライブラリー並びに歴史的に価値のある文書、記録の収集・保存を図る文書資料館を併設する。

また、図書館を中心に、市民センター図書室をはじめとする関係施設とコンピュータによるオンライン化を進め、施設相互の図書及び情報の即時検索、資料提供の迅速化、書誌総合目録の作成等を行うとともに、国立国会図書館、大学図書館等との広範なネットワークを構築する。

第4編 海と歴史を抱いた文化の都市

第2部 市民文化の創造

第1章 文化施設の充実

1. 新たな文化施設の整備

(2) 図書館

情報化、国際化に対応した情報提供機能を持った図書館を建設するとともに、映像文化の普及振興を図るため、内外の映像に関する作品を収集した映像ライブラリー及び歴史的価値のある文書・記録の収集・保存を図る文書資料館を併設する。

実施計画

(1988～1992年度)

第2編 自律し優しさを共有する市民の都市

第1部 人づくり

第2章 生涯学習

■ 新図書館の建設

● 場所 シーサイドもち

1989年度 基本構想に着手

第2次実施計画

(1991～1995年度)

第2編 自律し優しさを共有する市民の都市

第1部 人づくり

第2章 生涯学習

■ 新図書館の建設

● 場所 早良区百道浜3丁目

敷地面積:約20,000㎡

延床面積:約24,000㎡

● 整備内容:図書資料部門、映像資料部門、文書資料部門

平成3年度(1991年度) 基本設計

平成4年度(1992年度) 実施設計

## 第2次実施計画

(2001～2005年度)

### 第2編 重点事業

戦略ビジョン1 市民と行政が誇りと責任を共有し、共働する、快適都市創造プラン

行動プラン① 市民、地域とともにつくる都市

(4) 市民が集い、活動できる場の整備

地域交流センターの整備検討

次期計画の検討対象地区 和白地区、野芥地区、今宿・

周船寺地区

### 第3編 計画各論

1. 自律し優しさを共有する市民の都市

第4部 生涯学習、スポーツ・レクリエーションの振興

第1章 生涯学習時代への対応

学習活動支援の総合的整備

● 文学館構想の検討

学習施設の整備と機能拡充

● 図書館サービスマットの整備

● 東市民センター移転改築の検討

4. 活力あるアジアの拠点都市

第6部 都市圏の連帯と広域的連携

第1章 福岡都市圏行政の整備

● 公共図書館の広域利用

**第2次実施計画**

(2008～2011年度)

**第2編 政策目標別計画**

**政策目標 1**

子どもがたくましく生きる力、夢や希望をもって育つまちとなる

- (3) 21世紀を生きる子どもを健やかに育む学校教育の革新
- 豊かな心や創造性を育む教育の推進

**子ども読書活動の推進**

**政策目標 2**

個性と創造性に富んだ多彩な人材が育つまちづくり

- (2) 市民生活を豊かにする生涯学習の推進

- 学習施設の整備・充実

**図書館分館化事業(今宿・周船寺地区)**

**政策目標 3**

地域コミュニティを活性化し、住民自治・地域自治を推進する

- (4) 市民が集い、活動できる場の確保

- 活動の場の確保

**地域交流センターの整備(今宿・周船寺地区、野芥地区)**

香椎副都心における公共施設の整備検討